

令和5年那審第11号

裁 決

作業船A作業船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年4月26日07時12分

沖縄県汀間漁港

2 船舶の要目

船 種	船 名	作業船A	作業船B
総 ト ン 数		1.5トン	0.8トン
登 録 長		7.63メートル	6.32メートル
機 関 の 種 類		電気点火機関	電気点火機関
出 力		84キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾寄りに操舵スタンドを配し、同スタンドに舵輪及び機関遠隔操縦装置を備えたFRP製小型兼用船で、a受審人ほか1人が乗り組み、埋立工事に係る警戒業務の目的で、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和5年4月26日07時10分沖縄県汀間漁港の係留地を発し、名護市辺野古沖合に向かった。

これより先、a受審人は、前日25日21時頃から翌26日03時頃まで飲食店で泡盛の水割り8杯を飲んだのち、帰宅して睡眠をとったものの、発航するとき、飲酒の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態であったが、無難に操縦できるものと思い、他の資格保有者と操縦を交代するなど、飲酒の影響のある状態での操縦を適切に回避しなかった。

ところで、汀間漁港は、沖縄県大浦湾の北部に位置し、南北方向に約70メートル東西方向に約140メートルの長方形の船溜まりがあり、漁船のほか埋立工事に従事する作業船が係留され、船溜まり北側の西防波堤と東防波堤の間を出入航していた。

a受審人は、舵輪後方で立った姿勢で操縦に当たり、07時11分高墓埼灯台から300度（真方位、以下同じ。）1.59海里の地点に当たる、西防波堤東端（以下「基点」という。）から196度13メートルの地点で、左旋回を開始し、2.0ノット（対地速力、以下同じ。）の速力で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、左旋回しながら続航し、07時12分少し前増速するためスロットルレバーを前方に倒したところ、同レバーを倒し過ぎて急加速し、船首至近に係留中のBを認め、機関を後進にかけたものの、効なく、07時12分基点から072度63メートルの地点において、Aは、船首が122度を向き、7.0ノットの速力

となったとき、その右舷船首部がBの左舷中央部に後方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾寄りに操舵スタンドを配したFRP製作業船で、無人のまま、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日07時00分汀間漁港船溜まり南側の岸壁に、船首を077度に向けて、右舷着けで係留を開始し、07時12分衝突地点において、船首が077度を向いたまま前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に亀裂を生じ、Bは、左舷中央部外板に凹損、操舵スタンドに損壊等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、汀間漁港において、Aが発航する際、飲酒の影響のある状態での操縦の回避が不適切で、同漁港に係留中のBに向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、汀間漁港を発航する場合、飲酒の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態であったから、他の資格保有者と操縦を交代するなど、飲酒の影響のある状態での操縦を適切に回避すべき注意義務があった。しかるに、同人は、無難に操縦できるものと思い、飲酒の影響のある状態での操縦を適切に回避しなかった職務上の過失により、汀間漁港に係留中のBに向かって進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月23日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也